

尼崎市（平成 27 年 10 月 1 日から）

対象建築物	構造	指定する特定工程及び特定工程後の工程			
		基礎に関する工程		建方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
新築、増築又は改築に係る建築物（増築の場合にあっては、その部分。以下同じ）で、次に掲げる構造、用途又は規模のもの（法第 18 条第 1 項又は法 85 条第 1 項、第 2 項、第 5 項若しくは第 6 項の規定の適用を受ける建築物、法第 68 条の 15 第に規定する認証型式部材等製造者若しくは法第 68 条の 22 第 2 項に規定する認証外国型式部材等製造者が製造するこれらの認証に係る型式部材を有する建築物及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第 5 条第 1 項の規定により建設住宅性能評価の申請が行われている新築住宅を除く。以下「対象建築物」という） (1) 一戸建ての住宅、長屋（住宅の用に供する部分に限る）、併用住宅（住宅で住宅以外の用途を兼ねるもの）、共同住宅又は寄宿舍で、床面積が 50 m ² を超えるもの (2) 法別表第 1 (イ) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物（法第 2 条第 2 号に規定する特殊建築物のうち、共同住宅及び寄宿舍を除くものをいう）で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² を超え、かつ、3 以上の階数を有するもの（地階を除く階数が 2 以上であるものに限る）	木造又は木造と木造以外の構造と併用する構造で、階数が 2 以下のもの	—	—	土台、柱、はり及び筋かい（以下「木造の軸組」という）を金物等により接合する工事の工程（桝組壁工法の場合にあっては、壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程（桝組壁工法の場合にあっては、桝組を覆う室内側の壁又は天井を設ける工事の工程）
	木造又は木造と木造以外の構造と併用する構造で階数が 3 以上のもの	基礎（杭基礎を除く。以下同じ）の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程（桝組壁工法の場合にあっては、耐力壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程（桝組壁工法の場合にあっては、桝組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程）
	鉄骨造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	2 階の床版の取付け工事の工程	壁の外装又は内装工事の工程
	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事の工程（当該工事を現場で施工しないものにあつては、2 階の床版及びはりの取付け工事の工程）	2 階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打設工事の工程（当該工事を現場で施工しないものにあつては、2 階の柱及び壁の取付け工事の工程）
	その他の構造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	—	—

摘要

- (1) 複数の工区に分けて施工する場合における特定工程及び特定工程後の工程は、最初に工事が完了する工区に係るものとする
- (2) 木造又は木造と木造以外の構造とを併用する構造以外の構造の対象建築物で、地階を除く階数が 1 であるものに係る特定工程及び特定工程後の工程は、基礎工事に関する工程に係るもののみとする
- (3) 複数の構造を併用する対象建築物については、2 階部分の構造によるものとする